

【別紙1】

委員会の構成員について

役職名	氏名	職名	専門分野等
委員長	服部 英雄	九州大学 名誉教授	日本史
副委員長	水野 克司	落合宿本陣ガイドボランティアの会 会長	落合地区住民代表 (本陣関係団体)
委員	麓 和善	名古屋工業大学 名誉教授	建築史
委員	杉村 啓治	中津川市文化財保護審議会 委員代表	郷土史・古文書
委員	飯森 修	落合まちづくり推進協議会 会長	落合地区住民代表 (まちづくり団体)
委員	松井 嘉之	中津川市文化スポーツ部 部長	行政

オブザーバー	滑川 敦子 (WEB参加)	文化庁文化財第二課 文化財調査官	史跡
オブザーバー	荻谷 菜々子	岐阜県庁文化伝承課 主査	記念物保護

文化財コンサルタント	木下 寿之	株式会社 文化財保存計画 協会 統括主任研究員	建造物
文化財コンサルタント	大野 俊輔	株式会社 文化財保存計画 協会 研究員	建造物

事務局	吉村 伸広	文化スポーツ部 次長 兼 文化振興課 課長	
事務局	清水 宣洋	文化スポーツ部 文化振興課 課長補佐 兼 文化財保護係長	
事務局	熊崎 真司	文化スポーツ部 文化振興課 文化財保護係 主任	
事務局	安藤 滉基	文化スポーツ部 文化振興課 文化財保護係 主事	
事務局	奥田 博美	定住推進部 落合事務所 所長	

令和4年度第1回中山道落合宿本陣整備計画策定委員会議事概要

開催日時： 令和4年8月17日 午後1時30分

場 所： にぎわいプラザ4階 4-1会議室

1. 開会

2. 市長挨拶

3. 議事

3-1.委員会構成員の紹介と正副委員長を選任

- ・委員長は服部 英雄 委員、副委員長は水野 克司 委員となった。

3-2. 平成28年度以降の動向と現況に関する報告

- ・事務局から主な会議に関する時系列と落合宿本陣の応急修繕等に関する報告を行った。
- ・事務局から史跡の現状と課題に関する報告を行った。

3-3. 今後の見通しについて

- ・整備計画の策定は令和6年度、実施設計は令和7年度、整備着手は令和8年度以降の予定と報告した。
- ・令和4年度の委員会では、土蔵・離れの価値付け等について委員会内で議論し、土蔵・離れ等を主屋同様に落合宿本陣の本質価値を構成する要素に位置付けて整備することを目指すとの方向性を示した。

3-4. 主要建物3棟の整備順序について

- ・平成28年度段階では、劣化のより進行した土蔵・離れからの整備が提案されていたが主屋を土蔵や離れに先行して整備する案を事務局が提示し、委員会の承認を受けた。
- ・土蔵と離れのいずれを先に整備するかは今後の委員会で議論することとした。

その他主な質疑等

(1) 実施設計について

- ・令和7年度に予定する実施設計の対象範囲について委員から質問があった。
- ・まず主屋のみを対象とする事務局案に対し、複数委員から主屋・土蔵・離れ全て又は落合宿本陣指定地内全体を対象とすべきとの指摘があり、今後の検討事項となった。

(2) 杉村委員からの調査資料説明

- ・ 杉村 啓治 委員から落合宿本陣関連史料の調査成果について資料提供と補足説明があった。

(3) 次回の委員会について

- ・ 令和 5 年 1 月から 2 月頃を次回の委員会開催時期に想定しているが、詳細な日程に関しては事務局で改めて調整を行うこととなった。

4. 開会

落合宿本陣に関する令和4年度の動向について

1. 落合宿本陣に関する令和4年度の主要動向

- (1) 平成29年2月以来中断していた落合宿本陣整備計画策定委員会の再開
- (2) クラウドファンディングを実施、3138人の支援者から62,117,000円の寄附
- (3) 市長が文化庁文化財第二課長と会談、今後の事業に対する支援を依頼

2. 落合宿本陣に関する令和4年度の事業

- ・ 落合宿本陣整備計画策定員会
- ・ 国指定史跡「中山道」落合宿本陣敷地内建築物等調査業務
- ・ 建築専門委員現地指導
- ・ 落合宿本陣表門塀構造等調査
- ・ 落合宿本陣公開業務
- ・ 落合宿本陣機械警備業務委託
- ・ 落合宿本陣草刈業務
- ・ 落合宿本陣庇修繕業務
- ・ 落合宿本陣西側軒裏補修工事
- ・ 落合宿本陣離れ外壁養生工事

【別紙4】

土蔵・離れ等構成要素の価値付け

1. 目指す方向性

- ・明治維新後の社会情勢の変化への対応と関わる要素を史跡中山道落合宿本陣の本質的価値として位置づける。
- ・土蔵や離れ等を本質的価値の構成要素に位置付け、保存活用・整備の対象とする。

2. 令和4年度以降の調査等成果

- ・落合宿本陣離れ・土蔵調査
- ・庭園現況評価

3. 史跡中山道落合宿本陣の本質的価値について

3-1. 「中山道保存管理計画」にみる落合宿本陣の本質的価値

- ・次のような本質的価値を有する中山道の貴重かつ重要な交通遺跡である。
 - ①近世五街道の1つであり、政治の道・経済の道・文化の道としての側面を有する重要な街道である。
 - ②近代において国道や鉄道と重なった他の主要街道とは異なり、大きな改変を被らず、線形や幅員、路面等旧状をとどめる箇所が多く存在し、貴重である。
 - ③街道と歴史的風致を一体的に守る運動の中心となってきた道である。
 - ④歴史的景観を含め、面的かつ重層的に後世へ伝えられるべき多様な価値を有する。
- ・「国史跡中山道の調査」の項目では、落合宿本陣主屋の価値が、近世の落合宿本陣において最も重要な部分であった座敷部分と、明治維新後の社会情勢の変化に対応すべく改造された居室部分の2時期の性格が併存する点にあることを明示しながらも、「史跡の構成要素」としての議論では、明治14年（1881）の改修当時の状況が良好に保存されている点のみを価値として拾い上げる形になっている。

3-2. 「中山道保存管理計画」にみる落合宿本陣の本質的価値設定の課題

- ・「中山道保存管理計画」にある市内史跡中山道の本質的価値は近世の道としての側面に重点が置かれており、その交通遺跡である落合宿本陣の本質的価値についても近代的な側面への評価が十分ではない。
- ・落合宿本陣を全体として中山道の構成要素に価値付けていたため、落合宿本陣自体を構成する個別の要素に関する検証が十分ではない
- ・策定から10年が経過しており、他市域の史跡中山道にて評価されているような側面についても、本質的価値を検討すべき要素がある。

3-3. 史跡中山道の本質的価値についての新しい視点

- ・近代に至っても重要な道として機能し続けた。
明治維新後も、明治時代初期までは文化の道として、明治 25 年（1892）までは政治の道として、明治 44 年（1911）までは経済の道としての役割を維持した。
- ・今でもなお街道として機能し、活用されている。

3-4 3-3 の視点を加味したうえでみる落合宿本陣の本質的価値

- ・近世における中山道の貴重かつ重要な交通遺跡である。
- ・明治時代前半期、本陣名目・宿駅制度が廃止されてからも宿屋業を継続していた。
- ・自由民権運動の克服という強い政治的意図をもって中山道が活用された明治天皇巡幸に際し、小休所として、その拠点の 1 つになった。
- ・明治維新後の社会情勢の変化に対応するべく、中山道をはじめとする近世以前の交通網に地の利を得て落合村で隆盛した蚕糸業では、落合宿本陣井口家も成功を収めた。
- ・中山道交通や社会情勢の変化に伴う、近世から明治時代にかけての落合宿本陣の歴史的変遷とともに、旧落合宿や落合村が近代化に進む様子的一端を知ることができる。

4. 落合宿本陣を構成する主要要素の価値付け要素（本質的価値を構成しうる理由）案*

4-1. 主屋

- ・近世の落合宿本陣や明治天皇巡幸の小休所として最も重要であった座敷部分を残す。
- ・明治維新後の社会情勢の変化に対応すべく改造された居室部分を残している。
- ・明治 14 年（1881）における建物の改造には、~~中山道交通の変化により、本陣としての建物をそのまま維持することが難しく、また、維持する必要がなくなったため行われた明治天皇巡幸の舞台である座敷部分を後世に永く伝えるための防火対策としての側面がある。~~
- ・明治 14 年（1881）における建物の改造には、生活改良の一步としての側面があった。

4-2. 土蔵

- ・明治 22 年（1889）から明治 23 年（1890）頃に行われたとみられる敷地東側下段部の桑畑化に際し、解体された土蔵の代わりに建設されたものとみられ、この土蔵自体も蚕糸業に係る用途を持っていた可能性がある。
- ・部材としての転用材使用が見受けられるが、元は敷地東側下段部にあった明治 15 年（1882）以前の土蔵に使われていた部材の可能性もある。

4-3. 離れ（渡廊下棟は一体のものとしてとらえる）

- ・蚕糸業の成功を背景に建設された優れた近代和風建築。
- ・この建物の地階部分は倉庫、1 階部分は倉庫蚕室としての役割を持ち、蚕糸業に関わる用途で利用されていたとみられる。

※現在は素描段階であり、本委員会で得た意見や本年度実施予定の調査をふまえたうえで、他の要素も含めて文化財保存計画協会と詳細を詰め、改めて文案を提示する予定。

章立て案

■第1章 計画策定の沿革と目的

- 第1節 計画策定の沿革
- 第2節 計画策定の目的
- 第3節 委員会の設置・経緯
- 第4節 他の計画との関係
- 第5節 計画の実施

■第2章 中津川市の概要

- 第1節 地理的環境
- 第2節 歴史的環境
- 第3節 社会的環境

■第3章 落合宿本陣の概要

- 第1節 落合宿周辺の地勢
- 第2節 落合宿周辺の歴史
- 第3節 落合宿本陣と井口家の沿革
- 第4節 落合宿本陣を構成する要素
- 第5節 指定に至る経緯
- 第6節 指定の状況
- 第7節 落合宿本陣に関する調査・整備等の状況

■第4章 落合宿本陣の本質的価値

- 第1節 落合宿本陣の本質的価値
- 第2節 落合宿本陣を構成する諸要素の分類

■第5章 現状と課題

- 第1節 保存（保存管理）
- 第2節 活用
- 第3節 整備
- 第4節 運営・体制

■第6章 大綱・基本方針

第1節 望ましい将来像

第2節 基本方針

■第7章 保存管理

第1節 方向性

第2節 方法

■第8章 活用

第1節 方向性

第2節 方法

■第9章 整備

第1節 方向性

第2節 方法

■第10章 運営・体制の整備

第1節 方向性

第2節 方法

■第11章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 方向性

第2節 方法

■第12章 経過観察

第1節 方向性

第2節 方法

第1章から第3章の概要

1. 第1章 計画策定の沿革と目的【別紙文章案参照】

- ・「第1節 計画策定の沿革」にて、計画策定に至った経緯を示す。
- ・「第2節 計画策定の目的」にて、本計画が平成25年3月策定の「中山道保存管理計画」を追補するものであり、落合宿本陣部分に関する保存活用計画としての役割を持つものであることを示す。
- ・「第3節 委員会の設置・経緯」にて、委員会の構成やこれまでの流れを示す。
- ・「第4節 他の計画との関係」にて、本計画が「中津川市総合計画基本構想」・「中津川市総合計画後期事業実施計画」を最上位計画とし、「中津川市都市計画マスタープラン」・「中津川市教育振興基本計画」・「岐阜県文化財保存活用大綱」・「第2次岐阜県リニア中央新幹線活用戦略」・「第2次岐阜県リニア中央新幹線活用戦略アクションプラン」などと整合するものであることを示す。特に「中津川市総合計画後期事業実施計画」・「中津川市教育振興基本計画」・「第2次岐阜県リニア中央新幹線活用戦略アクションプラン」は、目標達成手段や主要事業の1つとして落合宿本陣の保存整備を取りあげる。
- ・「第5節 計画の実施」にて、本計画が令和6年（2024）4月1日をもって発効するもので、令和15年度（2034）末までの10年間を計画期間とすることを示す。

2. 第2章 中津川市の概要【別紙文章案参照】

- ・「第1節 地理的環境」・「第2節 歴史的環境」・「第3節 社会的環境」にて、当市の地理的・歴史的・社会的環境についてまとめ、示す。
- ・特に「第2節 歴史的環境」においては、本市の歴史や中山道をはじめとする交通網との関係をまとめ、以下のような歴史観・中山道観を示す。
 - ① 本市域は、東山道をはじめとする古い時代から東西交流に関わる道筋の経由地であり、中山道はその発展・変化の結果として誕生したものである。
 - ② 本市にとって、江戸時代の中山道は、政治の道・経済の道・文化の道としての側面を持つ重要な道であり、今でも活用されている。
 - ③ 中山道は、明治時代に入っても明治25年（1892）ごろまでは国の幹線道路として、政治の道としての側面を維持し、明治44年（1911）ごろまでは経済の道としての側面を維持した。また、少なくとも明治時代初期ごろまでは、文化の道としての側面についてもみてとることができる。

3. 落合宿本陣の概要【別紙文章案参照】

- ・「第1節 落合宿周辺の地勢」・「第2節 落合宿周辺の歴史」にて、落合の特徴的な地勢や落合宿本陣を取り巻く歴史的な環境に言及し、中山道に関わる以下のような歴史観を示す。

- ①落合は、古くから重要な道の経路であり続けた土地柄である。
 - ②江戸時代以前から、落合の人々は農業の傍ら、副業として旅人の宿泊を業とし、ある者は街道の貨物運搬によって生活の糧を得ていたが、その始まりは中世にまでさかのぼる可能性がある。
 - ③明治時代になって交通制度に変化が生じると、落合の人々は古くからの宿泊や貨物運搬といった生活の糧を得る手段を失ったが、それに替わったのが養蚕や蚕種製造をはじめとする蚕糸業であった。
 - ④落合における蚕糸業は東濃地方や岐阜県内においても先進的なものであり、全国的にも注目を集めるものであったが、その成功の背景には中山道をはじめとする近世以来の交通網があった。
- ・「第3節 落合宿本陣と井口家の沿革」では、江戸時代から明治時代にかけての落合宿本陣井口家と落合村や落合宿との関わりについてまとめ、以下のような事柄を示す。
 - ①落合宿本陣は近世における中山道の重要な交通遺跡である。
 - ②落合宿本陣は、明治時代における中山道交通の変化、中山道をはじめとする近世以来の交通網を背景に成功を取めた蚕糸業との関わりが深く、土地利用や建物にもそれらの影響が随所にみられる。
 - ③以上から、落合宿本陣は江戸時代から明治時代にかけての旧落合宿や落合村、中山道の交通の歴史的変遷を理解する上でも重要な史跡である。
 - ・「第4節 落合宿本陣を構成する要素」では、主屋・土蔵・離れをはじめ、本陣を構成する要素についてまとめる。
 - ・「第5節 指定に至る経緯」「第6節 指定の状況」「第7節 落合宿本陣に関する調査・整備等の状況」にて、落合宿本陣が国史跡中山道の構成要素として追加指定前後の経過等についてまとめる。

4. 中津川市や落合を取り巻く蚕糸業の状況についての参考調査

【別紙資料参照】

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

中津川市（以下、「本市」。）内の中山道は、本市中央を流れる木曾川の左岸側（神坂・落合・中津・坂本）を東西に通過し、江戸日本橋から数えて43番目の宿場である馬籠宿、44番目の宿場である落合宿、45番目の宿場である中津川宿が設置されていた。

江戸時代、多くの人や物資、情報や文化が行き交った中山道は、明治維新後も当初は国道一等に指定されるなどその役割の一部を維持したが、明治25年（1892）に里道へ降格、明治44年（1911）に鉄道中央西線が全線開通したことをもって、本市域内における幹線道路としての役割を終えた。一方で、大正時代以降の主要交通網から外れたことにより、市内中山道の内でも特に馬籠峠から落合宿にかけての区間は近世の交通に関わる景観や関連遺構等を随所に残すこととなった。

急速に変化する社会情勢の中ではあるが、本市は、本市の歴史や文化形成に密接な関わりを持ってきた中山道を良好な形で保存して次世代に伝え、活用すべく施策を講じてきた。昭和63年度（1988）から平成7年度（1995）には、文化庁の「歴史の道」整備事業の補助を受けて落合の石畳や新茶屋の一里塚を中心とした「中山道整備事業」を行い、平成13年（2001）3月には、当時の市域内を通る中山道について『中山道整備活用計画』を策定した。その後、平成17年（2005）2月13日の長野県木曾郡山口村編入により馬籠峠から新茶屋の一里塚までの中山道区間が市域に加わったこと、平成22年（2010）に市内中山道の内、新茶屋の一里塚から落合宿にかけての区間と新茶屋の一里塚、落合宿本陣、落合宿の常夜燈が史跡中山道に追加指定されたことを受けて、平成24年度には『中山道保存管理計画』を策定した。同計画の策定に向けた「保存管理計画策定事業」は、平成23年度から平成24年度にかけ、国庫補助を受けて実施した。

今回策定した『中山道落合宿本陣保存活用計画』（以下、「本計画」。）は、既存の『中山道保存管理計画』の内、平成26年（2014）11月28日に文化庁の史跡等購入補助を受けて公有化した落合宿本陣に関する内容を特に追補するものである。

第2節 計画策定の目的

平成24年度に策定した『中山道保存管理計画』は、本市内の史跡中山道を中心とした中山道及び沿線の文化財や歴史的景観等に対し、学術的・歴史的な価値を踏まえた保存管理をするための具体的方針を示し、市民・国民に有益となる整備活用へつなげることを目的とするものであった。

『中山道保存管理計画』の内容を追補する本計画は、史跡中山道を構成する要素の1つである落合宿本陣の将来的な整備を目標として、落合宿本陣の本質的価値を再整理、保存対象となる区域を明示し、その学術的価値等を示すものである。その上で、具体的な保存・活用方針や目指すべき将来像を示し、併せて現状変更等の取扱い基準を明確にし、落合宿本陣の適切な保存・管理を行うことが計画策定の目的となっている。

なお、先述のように、本計画は特に落合宿本陣に関する内容について『中山道保存管理計画』の内容を特に追補するものであるが、必要に応じて市内に存する他の史跡中山道指定地の価値付けや保存・活用に関連する取り組み、周辺の景観・環境の保全等についても記載する。

第3節 委員会の設置・経緯

(1) 委員会の設置

本計画の策定にあたっては、「中津川市中山道落合宿本陣整備計画策定委員会設置要領」に基づいて「中津川市中山道落合宿本陣整備計画策定委員会」（以下、「委員会」。）を設置し、「中山道落合宿本陣整備基本計画」の策定に先立つ必要事項として、「中山道落合宿本陣保存活用計画」に関する協議を令和4年度（2022）から令和5年度（2023）の2ヶ年にわたって行った。委員会は、中津川市文化スポーツ部文化振興課が事務局となって運営し、適宜、文化庁及び岐阜県の指導・助言を得た。

中津川市中山道落合宿本陣整備計画策定委員会設置要領

令和4年7月25日 決 裁

(設置)

第1条 中津川市落合に所在する中山道落合宿本陣の整備計画策定にあたり、中津川市中山道落合宿本陣整備計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、中山道落合宿本陣に関する次の事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 整備計画の策定に関する事項
- (2) 整備及び活用に関する基本方針に関する事項
- (3) 計画策定に必要な調査に関する事項
- (4) その他整備計画策定のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織し、知識経験を有する者のうちから別表に掲げる者で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から令和7年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員の互選により、委員長及び副委員長を1人置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議は、原則として公開する。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、第2条各号に定める所掌事項に関し指導及び助言を得るため、文化庁、岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課及び庁内関係部課に対し会議の出席を求めることができる。

2 委員会は、調査及び審議に関し必要があると認めるときは、関係者等の出席を求めて意見及び説明を聴き、並びに関係者等に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

(2) 委員会の体制

役職名	氏名	職名	専門分野等
委員長 (令和4・5年度)	服部 英雄	九州大学 名誉教授	日本史
副委員長 (令和4・5年度)	水野 克司	落合宿本陣ガイドボランティアの会 会長	落合地区住民代表 (本陣関係団体)
委員 (令和4・5年度)	麓 和善	名古屋工業大学 名誉教授	建築史
委員 (令和4・5年度)	杉村 啓治	中津川市文化財保護審議会 委員代表	郷土史・古文書
委員 (令和4・5年度)	飯森 修	落合まちづくり推進協議会 会長	落合地区住民代表 (まちづくり団体)
委員 (令和4・5年度)	松井 嘉之	中津川市文化スポーツ部 部長	行政

オブザーバー (令和4年度)	野木 雄大	文化庁文化財第二課 文化財調査官	史跡
オブザーバー (令和5年度)	滑川 敦子	文化庁文化財第二課 文化財調査官	史跡
オブザーバー (令和4・5年度)	荻谷 菜々子	岐阜県庁文化伝承課 主査	記念物保護

文化財コンサルタント (令和5年度)	木下 寿之	株式会社 文化財保存計画 協会 統括主任研究員	建造物
文化財コンサルタント (令和5年度)	大野 俊輔	株式会社 文化財保存計画 協会 技術員	建造物

事務局 (令和4年度)	伊藤 章示	文化スポーツ部 次長 兼 文化振興課 課長
事務局 (令和5年度)	吉村 伸広	文化スポーツ部 次長 兼 文化振興課 課長
事務局 (令和4・5年度)	清水 宣洋	文化スポーツ部 文化振興課 課長補佐 兼 文化財保護係長
事務局 (令和4・5年度)	熊崎 真司	文化スポーツ部 文化振興課 文化財保護係 主任
事務局 (令和4・5年度)	安藤 滉基	文化スポーツ部 文化振興課 文化財保護係 主事
事務局 (令和4年度)	長瀬 章洋	定住推進部 落合事務所 所長
事務局 (令和5年度)	奥田 博美	定住推進部 落合事務所 所長

(2) 委員会の経過

本計画の策定事業は、令和4年度(2022)から令和5年度(2023)にかけて、合計4回の委員会を開催して協議を行った。その経過・協議内容は次のとおりである。

令和4年度	第1回	令和4年 (2022) 8月17日	・計画策定の沿革 ・計画策定の目的 ・委員会の設置・経緯
令和5年度	第2回	令和5年 (2023)	・第1章 計画策定の沿革と目的 ・第2章 中津川市の概要

		6月30日	・第3章 落合宿本陣の概要
令和5年度	第3回	令和5年 (2023) 12月@日	・……
令和5年度	第4回	令和6年 (2023) 3月@日	・……

第4節 他の計画との関係

本計画の上位計画には『中津川市総合計画』が位置づけられる。そのため、本計画は『中津川市総合計画』に即したものであるとともに、関連する計画等とも整合が図られている必要があることから、以下に関連する諸計画とその概要を解説する。

≪上位計画≫

(1) 中津川市総合計画基本構想 [平成27年度(2015)～令和8年度(2016)]、中津川市総合計画後期事業実施計画 [令和5年度(2023)～令和8年度(2026)]

「かがやく人々 やすらげる自然 活気あふれる 中津川」を将来都市像として、中津川市の市政運営における総合的な方針を定めた市政における最上位の計画である。

後期事業実施計画では、「基本理念(1)人々がかがやくまち中津川」を実現するための政策の柱として「歴史文化に魅力があるまち」をあげている。これに関わる主な事業の1つに文化財保護事業があり、事業内容の1つに「落合宿本陣の保存、整備」をあげた。

また、文化財保護事業を「地域創生まちづくり戦略」における「戦略I リニアを活かす戦略」の主な事業にも位置づけており、「落合宿本陣保存整備事業」を今期総合計画の後期以降に取り組む大型事業の1つにあげている。

≪本市の関連計画≫

(1) 中山道整備活用計画 [平成13年(2001)3月～]

旧中津川市域の中山道及び関連文化財の保存や整備、案内板等設置、そして公文書館や中山道歴史資料館の設置について記載した計画で、当時の中津川市総合計画の実施計画事業に活かす目的で策定した。

落合宿の文化財や歴史的建造物の保存、史跡指定の構想、落合宿本陣の整備についても言及している。

(2) 中山道保存管理計画 [平成25年(2013)3月～]

平成24年度に策定した『中山道保存管理計画』は、本市内の史跡中山道を中心とした中

山道及び沿線の文化財や歴史的景観等に対し、学術的・歴史的な価値を踏まえた保存管理をするための具体的方針をまとめた計画である。

史跡中山道を構成する重要な交通遺跡の 1 つに落合宿本陣を位置付け、公有化と整備の構想を示した。

(3) 中津川市都市計画マスタープラン [平成 27 年 (2015) 3 月～]

都市計画法第 18 条の 2 に規定されている法定計画であり、まちづくりの将来ビジョンを確立し、土地利用や都市施設の方針等を明らかにする。

市域内の中山道や宿場町を観光拠点に位置付け、落合宿に関しては、落合宿本陣やまちなみの保存・修復、観光地としての環境整備を構想している。

(4) 中津川市教育振興基本計画 [平成 31 年度 (2019) ～令和 8 年度 (2026)]

「教育大綱」を基本に、「学び、活かす市民」を目指す市民像として、関係計画の基本指針を定めた計画である。

生涯学習に関する基本方針「いきいきとした人づくりの実現」の軸となる施策「①『ふるさと』に誇りを持つ人づくり」を実現するための具体的な施策の 1 つに「市の特色を活かした歴史文化資源の整備」がある。施策の具体的実施内容としては「苗木城跡、中山道等の指定文化財の保存整備」や「歴史的景観の保全・活用」をあげており、令和 5 年度 (2023) から令和 8 年度 (2026) の後期計画では、目標の 1 つとして「中山道 (落合宿本陣) の保存整備」に向けた整備基本計画の策定をあげている。

(5) 中津川市景観形成基本計画 [平成 19 年 (2007) 7 月～]

本市の景観特性をとらえた上で、景観形成の理念と目標、方針を定めた計画である。

景観形成の方針の 1 つに「(3). 街道の景観を守り育てる」があり、守り次世代に伝えるべきものの 1 つとして中山道の街道景観や宿場町のまちなみをあげている。

(6) 中津川市景観計画 [平成 31 年 (2019) 3 月～]

景観法第 8 条に規定されている法定計画であり、中津川市景観形成基本計画を踏まえ、景観まちづくりを推進する上での理念や目標、方針を定め、制限事項等についても記述する。

市域全域を「景観計画区域」、中山道に面する区域を「中山道沿道景観区域」、本町中山道地区・落合中山道地区・馬籠中山道地区を「景観計画重点区域」としている。落合中山道地区とは、落合宿区間や落合の石畳区間の中山道に面した区域をいう。

≪その他の関係法令・計画等≫

(1) 岐阜県文化財保存活用大綱 [令和 3 年 (2021) 3 月～]

平成 30 年 (2018) 6 月の文化財保護法改正を踏まえ、文化財のより適切な保存・活用を

計画的、継続的に推進するために岐阜県が策定した大綱であり、「文化財を知り、守り、育て、地域の資源として「清流の国ぎふ」づくりに活かす」ことを基本方針とし、文化財保護の課題をまとめるとともに、対応方針を定めている。

(2) 第2次岐阜県リニア中央新幹線活用戦略・第2次岐阜県リニア中央新幹線活用戦略アクションプラン [令和5年(2023)3月～]

『第2次岐阜県リニア中央新幹線活用戦略』では、「IV 重点的に展開する施策」として「(2) 東美濃地域内の観光資源の更なる掘り起こし、磨き上げ」をあげ、新たな観光ブランド化・魅力の発信により、東美濃歴史街道観光の確立に向けた取組みを推進することとしている。『第2次岐阜県リニア中央新幹線活用戦略アクションプラン』は、同戦略に掲げた「IV 重点的に展開する施策」の具体化に向けて、今後の対応・事業方針をとりまとめたものであるが、「1 観光振興・まちづくり戦略」に関する今後の対応方針として「④東美濃歴史街道観光の確立」をあげ、事業方針の1つである「滞在型コンテンツの充実による東西南北の観光軸形成」の実現に向けたロードマップに「中山道コンテンツのブラッシュアップ推進事業」「中山道を活用した観光推進事業」「中山道落合宿本陣の保存・整備の促進事業」などをあげている。

第5節 計画の実施

本計画は令和6年(2024)4月1日をもって発効するものとし、令和15年度(2034)末までの10年間を計画期間として実施する。

第2章 中津川市の概要

第1節 地理的環境

本市は岐阜県の南東端に位置し、東を木曾山脈、南を三河高原に囲まれ、中央を木曾川が流れる。市域は総面積 676.45km² で、東西 28km、南北 49km と南北に長く広がり、境を岐阜県恵那市、下呂市、加茂郡白川町・東白川村、長野県木曾郡南木曾町・王滝村・大桑村、下伊那郡阿智村・平谷村と接する。

昭和 27 年（1952）4 月 1 日に岐阜県内で 6 番目に市制を敷き、昭和・平成の大合併を経て市域を拡大した本市では、近代以降、中央本線や中央自動車道などの交通インフラが整備され、令和 9 年（2027）にはリニア中央新幹線の開業も予定されている。

本市域は、中央高地気候に属するため昼夜の温度差が大きい。年間を通じて湿度は低めに安定しており、全国的に見れば降水量の少ない地域といえる。冬は放射冷却現象による冷え込みがあるものの、降雪量も比較的少ないため、年間を通じて過ごしやすい地域といえる。

この地域は、濃飛流紋岩とこれを貫く花崗岩が基盤となっており、こうした基盤岩類は古第三紀までに形成された。第四紀更新世中期に入ると、断層地塊運動によって恵那山塊が形成され、相対的に沈降した北西側は盆地となり、流入する河川によって扇状地が発達した。その後、70,000 年前には新期御岳火山の活動に伴って、軽石などの火山噴出物を多量に含む粗粒砂層ないしは砂礫層が土石流となって流下し、木曾川中流域から下流域は埋積して木曾谷層に覆われた。その上部を 27,000 年前の木曾川泥流堆積物が覆い、現存する河岸段丘や舌状台地は河川浸食によって形成された。

第2節 歴史的環境

(1) 旧石器時代から弥生時代

本市域では、少数ながら複数の旧石器時代遺跡が確認されている。

縄文時代の遺跡は市内全域に比較的多く分布し、集落跡も認められる。遺跡数については、草創期のものが少なく、中期にかけて徐々に増加、後期・晩期のものは少ない傾向にある。

弥生時代遺跡は縄文時代遺跡の数に比べると少なく、分布も限られる。

縄文時代の段階から関東系・関西系の土器の出土が認められ、当地域を交えた地域間の交流は古く、広域に渡っていたことが分かる。また、縄文時代前期の遺跡では長野県域を中心に分布する土器群が、縄文時代中期や弥生時代後期の遺跡では伊那谷の特徴を持った土器〔註1〕群が出土しており、伊那谷や同様の土器群が分布する木曾谷をはじめ、縄文時代・弥生時代における長野県域との交流が注目される。

以上のような出土例から想定される地域間の交流に加え、伊那谷方面の神坂峠では縄文時代・弥生時代の遺物が、木曾谷方面の馬籠峠では縄文時代の遺物が確認されており、峠越えを伴う地域間の移動が少なくとも縄文時代までには存在していたことを推測することができる。

(2) 古墳時代から古代

古墳時代の遺跡として明確に認められるのは中期以降のもので、古墳は主として木曾川の左岸側に集中、右岸側で古墳が見られるのは坂下のみとなっている。市域内に古墳は 70 基前後存在するが、大多数は終末期に造営された小規模なもので、残りは概ね後期のものと考えられる。中津の若宮古墳については規模や形態的特徴から中期にさかのぼる可能性が示唆されるものの、出土遺物による裏付けはない。集落遺跡の発見例は限られるが、古墳の近隣に並行期の集落が存在していたことには疑いがない。

大化の改新を経た後、本市域辺りは三野国刀支評恵奈五十戸と呼ばれるようになり、律令制度下の国郡里制では美濃国恵奈郡が成立した。古代の恵奈郡は、概ね現在の本市と恵那市に長野県木曾郡辺りを合わせた広大な領域を持ち、郷制により淡気、安岐、絵上、絵下、坂本、竹折と呼ばれる 6 つの郷に分けられていた。本市域はこの内、概ね安岐郷、絵下郷、坂本郷の領域に属しており、幹線道路として東山道が整備されると、坂本郷には坂本駅家が置かれた。

本市域では、古墳時代・古代に行われた旅の祭祀の痕跡が多く発見されている。こうした祭祀遺跡の存在は、古代の東山道やその前身ともいえる古墳時代の古東山道の道筋を知るための重要な手掛かりであるとともに、当地域が当時の交通においても重要な地域であったことを伝えている。

また、神坂峠越えを伴う東山道の本道とは別に、迂回路として吉蘇路が開かれたことも知られている^{〔註2〕}。吉蘇路は、後の木曾路と道筋に異同あるものの、馬籠峠を越えて木曾谷を縦貫する道だったと考えられる。この道の利用頻度については詳しいことが分かっていないが、木曾谷の大部分が奈良時代の恵奈郡域に含まれていた^{〔註3〕}ことからすると、遅くとも古墳時代終末期頃までには当地域と木曾谷との間に強い地域的な結び付きが存在していたとみることができる。

(3) 中世から安土桃山時代

平安時代末期になると、木曾谷を中心とする木曾義仲の勢力が当市域にまで及んだが、義仲の没落後には美濃国の岩村を拠点とする遠山氏が東濃で勢力を拡大した。

中世の遺跡は市域内に広く分布しているが、中でも中津から坂本に分布する古窯群、いわゆる中津川窯の存在が注目される。中津川窯の製品は 14 世紀前半頃に至るまで伊那谷へ供給されたことが知られる一方、神坂峠においても出土が認められることから、少なくとも 14 世紀前半頃までは、中世東山道を介した交易が行われていたことが分かる。

応仁の乱の最中にあたる文明 5 年（1473）に伊那谷の小笠原氏や義仲の後裔を称する木曾谷の木曾氏が東濃に進出して以降、本市域は様々な勢力によって支配されることとなったが、築廃転々とした山城や砦の跡は現在も市域内の各地に残されている。

こうした中、木曾谷の領主であった木曾氏は、遅くとも 14 世紀の終わりまでに木曾路の整備に着手しており、天正 2 年（1574）に武田勝頼が行った東濃攻略の折には馬籠峠を改修した。この改修によって木曾路を使った人馬の往来が容易となり、以降は神坂峠を越える者は減少したとされている。

(4) 江戸時代

江戸時代に入ると、本市域においても中山道の整備が進められた。五街道の1つであり、重要な幹線道路として知られる中山道であるが、公的に中山道という表記が定まったのは正徳6年(1716)4月以降のこと^{〔註4〕}であり、近世初期の段階では、東山道や中仙道などの表記も少なくない。『木曾古道記』においても、中山道は東山道の別名として言及されている^{〔註5〕}。『太平記』の中には既に中山(仙)道と呼ばれる道が登場しているが、後の中山道と経路に異同はあれ、信濃国を経由して畿内地域と東国とを結ぶ道を中山道と呼ぶ考え方は中世から存在していた可能性がある^{〔註6〕}。江戸幕府による中山道の本格的な整備が行われたのは慶長7年(1602)以降のことであるが、中山道の原型が支路を含めた古代・中世の東山道にあることは各地の交通遺跡や文献の示すところである。輸送手段の確保を目的とした伝馬制の実施や宿駅の整備については、関ヶ原合戦以前から行われていた^{〔註7〕}。

総延長約534kmある中山道の内、本市域には約20km分の道筋が存在し、神坂には江戸日本橋から数えて43番目の宿場である馬籠宿、落合には44番目の宿場である落合宿、中津には45番目の宿場である中津川宿が設置された。本市域は江戸時代における尾張領、苗木領、岩村領、幕領、旗本領からなるが、中山道沿線の各村々は、山村家、千村家、馬場家及びその一族からなる木曾衆が領知し、支配していた。

中山道は、幕府が西国の諸大名を支配するため、また、兵力を動かすための政治的・軍事的側面を持っていた。政治的色彩を帯びた通行の例としては、参勤交代や皇族や公家の女性の輿入れをはじめ、大阪城代、幕府巡検使等の幕府の公用通行や日光例幣使、茶壺道中などがあげられる。『武家諸法度』によると、外様大名は4月、譜代大名は6月または8月と定められ、中山道を通行するよう指定された大名は加賀の前田家、松代の真田家、加納の永井家等をはじめ、34家あった。また、郡上の青山家、大垣の戸田家等は道中奉行の許可を得て中山道を使用していた。和宮、登美宮、有姫をはじめ、皇族や公家の女性が7名輿入れに利用したことから、中山道は姫街道と呼ばれることもある。このほか、大きな政治的事件に関わる利用としては、尊王攘夷決行を訴える水戸天狗党の通行があげられる。元治元年(1864)、清内路から妻籠宿に入り、馬籠宿と落合宿に分宿、中津川宿へと向かった水戸天狗党の動向は島崎藤村の著した『夜明け前』にも詳しい。

江戸と上方を結ぶ物流の基幹道である中山道は、当地域の米や塩干物をはじめ、白木製品や生糸などが流通した経済の道でもあった。主な輸送手段は人や牛馬であり、公的な輸送制度としては伝馬制度が定められていたが、諸物資の中には馬籠の峠集落の牛方衆など民間の輸送機関が輸送を担ったものもあった。各宿場町が繁栄した背景には、物資の集積地・中継地としての役割もあった。

中山道を旅して当地域に足跡を残した文人墨客も数多く、絵画や俳諧・芸能等の文化面に大きな影響を与えた。例えば、中山道の沿線には多くの文学碑が設けられ、江戸時代末から明治時代の初期にかけて、辞世の句や詩歌を墓石に刻んだ例も多くみられる。当地域におけ

る文芸活動の担い手は宿役人や村役人、商人たちで、江戸中期頃から俳諧（俳句）が盛んになった。宿や村の有力者たちにとって、俳句や和歌はたしなみとして身に付けなければならない社会的な教養であった。中津川宿本陣には日光例幣使として訪れた公家や幕府役人の詠んだ 300 枚以上の短冊や色紙が残されており、中山道を行き交う文化人が当地の文化を育む手本となりえたことが分かる。文化人が行き交い、その影響を受けた当地における文化の生育を促した中山道は、文化の道と呼ぶべきものでもあった。

中山道のほかにも、中津川宿東端から飛騨国へと向かう飛騨街道のような脇往還、龍泉寺道・恵那山道・秋葉道のような参詣道をはじめとして市域内には様々な道が通っていたが、その一部は現在も残り、活用されている。

(5) 近代以降

明治維新後の廃藩置県を経た明治 5 年（1873）には、本市域のほとんどが岐阜県に属することとなった。政府は、中央集権化を背景に旧来からの諸制度を改革して道路行政の近代化を進めたが、こうした中で明治 5 年（1872）には宿駅制度と助郷が廃止され、その役割は相對運賃をもってする陸運会社などの営利会社へと移った。

中山道は、「河港道路修築規則」に基づいて明治 9 年（1878）には国道一等に指定され、明治 13 年（1880）明治天皇の巡幸に利用されるなど、明治時代前半に至っても幹線道路としての重要性を維持した。巡幸の道程を図示した『岐阜縣下御通輦沿道地圖』では中山道の宿場町について宿駅という表現が用いられているが、江戸時代の宿駅を拠点とする小休や宿泊は、近世の交通を彷彿とさせるものであるとともに、当時全国的な広がりを見せていた自由民権運動を克服するため、立ち寄る地方行政機関や地方名望家への影響力を強固なものとするとする政治的な意図をもって行われた。

明治 23 年（1890）に起工した賤母新道が明治 25 年（1892）に完成すると、中山道は里道に降格したが、神坂越道^[註 8]とともに美濃・尾張から飯田方面へ向かう多くの旅人に利用される地方幹線道路であり続けた。特に後の鉄道中央本線である中央西線が明治 35 年（1902）に名古屋駅から中津駅まで及ぶと、中津駅から落合村を經由して神坂村までの間を荷車、そこから馬背運送で行う物資運搬が三州街道経由の物資運搬に付け替えて実施された。寛保の新道^[註 9]も含む中山道や神坂越道を經由した物資輸送は、当時名古屋方面と伊那谷を結ぶ上で時間的にも経済的にも最も有利な経路として明治 44 年（1911）の鉄道中央本線全線開通に至るまで利用され続けた。

註

[1] ここでは、伊那谷を中心として分布する土器をいうが、地域間の交流を想定する場合には、木曾谷などの地域でも同様の土器群が発見されていることを認識しておく必要がある。

[2] 『続日本紀』和銅 6 年（713）の記事には「美濃信濃二国之堺、徑道險阻往還艱難、仍

通吉蘇路」とある。

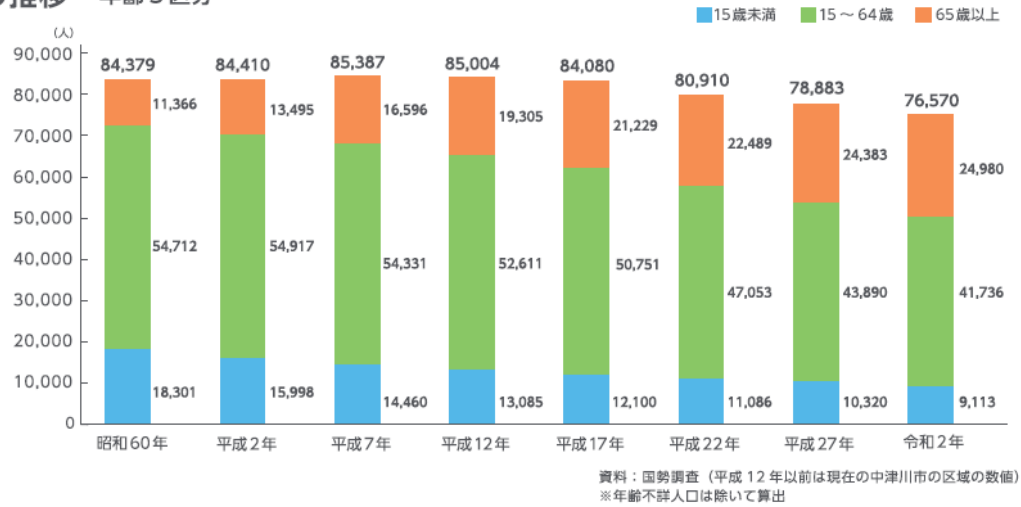
- [3] 木曾谷の所属を巡る美濃国と信濃国の争いを扱った『三代実録』元慶3年(879)の記事には、和銅6年(713)の吉蘇路開通が美濃守によることを根拠に、木曾谷が美濃国に属する地域と認められたことが記されている。
- [4] 『御触書寛保集成』には、正徳6年(1716)4月、江戸幕府が「東山道の内の中筋の道に候故に、古来より中山道と申事に候」と規定したことが記されている。
- [5] 『木曾古道記』は、江戸時代中期の学者、園原旧富の著作。中山道が東山道の別名と考えられる理由として、東山道が単に山道とも呼ばれること、この道が東海道と北陸道の中筋にあたることをあげている。
- [6] 『太平記』に登場する中山(仙)道は、京から三河国を通らずに関東へ向かったり、甲斐国・信濃国から山城国へ向かったりするための道として使われている。
- [7] 宿駅の設置は、天文2年(1533)に木曾氏が木曾谷において行った。また、天正18年(1590)、関東へ移封された木曾氏に代わり、犬山城主石川光吉が代官となって木曾谷各村に伝馬や道路修理の定書を出していることから、当時すでに伝馬制が木曾谷に存在していたことが分かる。当市域における伝馬制の実施や宿駅の整備については詳しいことが分かっていないが、文禄2年(1593)に書かれた『大和田重清日記』には「…(大)井より中津川まで廿一文 中(津川)より落合まで十一文 大井ニテ御酒食籠上ル 馬三匹借申代物壱貫文被下 はたこ成らずまゝ木ちんニスル…」とあるほか、『前田慶次道中日記』慶長6年(1601)10月の記事には「廿九、ヲクテヨリ中津川へ六里ここも名におふ大井の宿 駒ばのはしをわたり 中津川に付は椎のはおりしきて いひかしきなとす 三〇 中津川ヨリまご目へ二里 まご目ヨリ妻小ニ三里 妻子ヨリ野尻ニ三里 以上八里」とある。以上からは、実態として、当市域を含む木曾谷周辺地域においても慶長7年(1602)より前の時点で伝馬制の実施や宿駅の整備が行われていたことが分かる。
- [8] 神坂峠越えを伴う東山道の道筋は江戸時代初期頃を最後に廃道化していたが、安政5年(1858)に尾張領主へ神の御坂路復興の儀の願い出があったことに始まり、明治10年(1877)から明治17年(1884)にわたる工事で復興した。
- [9] 寛保元年(1741)から明和8年(1771)の30年間にわたって利用されていた中山道の付替道。

第3節 社会的環境

(1) 人口、世帯数等

最新の国勢調査の結果に基づく本市の総人口は76,570人(令和2年(2023)10月1日現在)である。国勢調査等の結果で昭和60年(1985)以降の人口推移を見ると、平成7年(1995)以降は減少に転じている。また、年少人口(15歳未満)と生産年齢人口(15~64歳)の人口が減る一方、高齢者人口(65歳以上)は増加傾向にある。人口の減少傾向に対して、世帯数は増加を続けている。

人口の推移 年齢3区分



図@ 人口推移

表@ 世帯数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数	26,225	27,522	27,885	28,438	29,690

(2) 土地利用

本市の約8割は森林であり、本市の土地利用の特色となっている。平成24年と令和4年の状況を比較すると、森林・原野・宅地・道路の割合が増加する一方、農地の割合が減少する状況が確認できる。耕作放棄の影響や農地が宅地や道路へと転用されていることが、こうした状況の主な要因と考えられるが、人口減少傾向で宅地の割合が増加しているのは、世帯数の増加傾向によるものとみられる。

表@ 地目別面積割合

(単位：%)

年度	農用地	森林	原野	道路	宅地	その他
平成21年 (2009)	6.37	78.79	0.25	3.12	2.84	8.63
令和2年 (2020)	5.78	79.04	0.43	3.16	3.23	8.36

※いずれの年も10月1日現在のもの

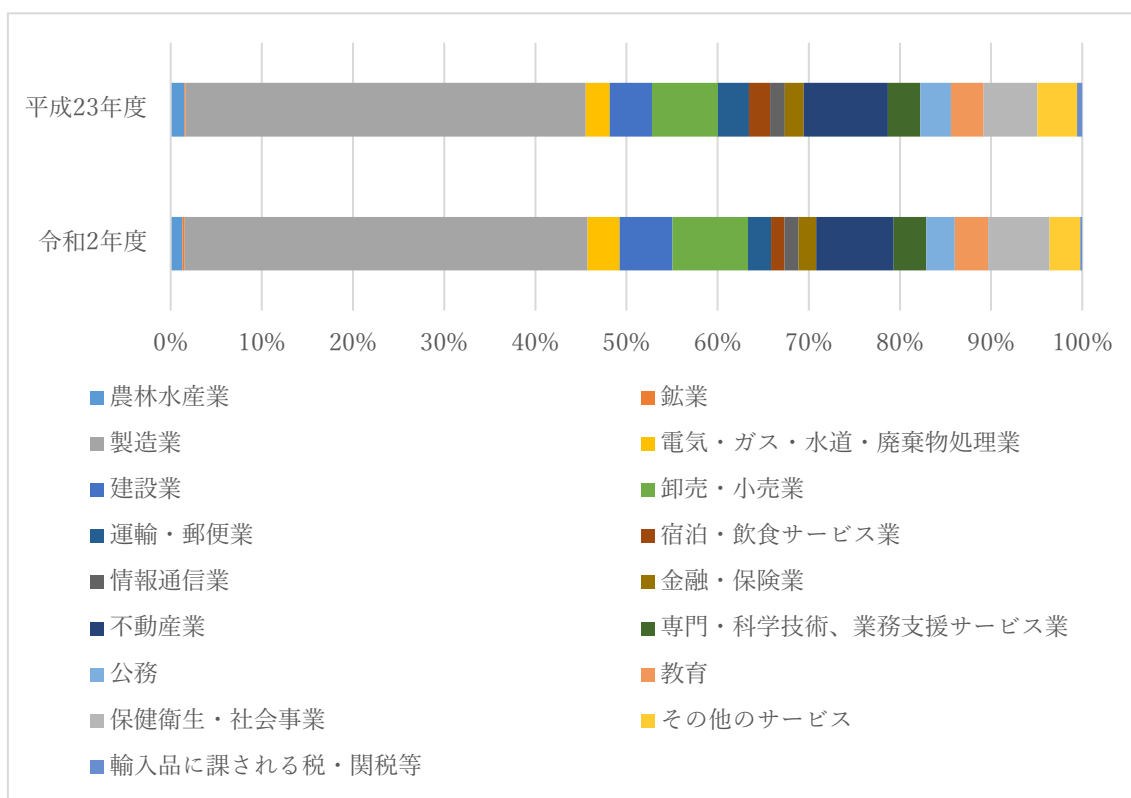
(3) 産業

令和2年度の市内総生産は約3億1,979万円で、本市内総生産の経済活動別構成比を確認すると、製造業が44.2%を占めている。産業3部門別にみると、第1次産業が約1.3%、第2次産業が約50.2%、第3次産業が約48.2%となっている。

9年前の平成23年度(2011)と比較すると、第1次産業に約0.2%の減、第2次産業に約1.3%の増、第3次産業に約1.4%の減が認められるが、業種別の変化は1%程度となっている。

表@ 産業三部門別構成比

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	その他
平成23年度(2011)	約1.5%	約48.6%	約49.3%	約0.6%
令和2年度(2020)	約1.3%	約50.2%	約48.2%	約0.2%



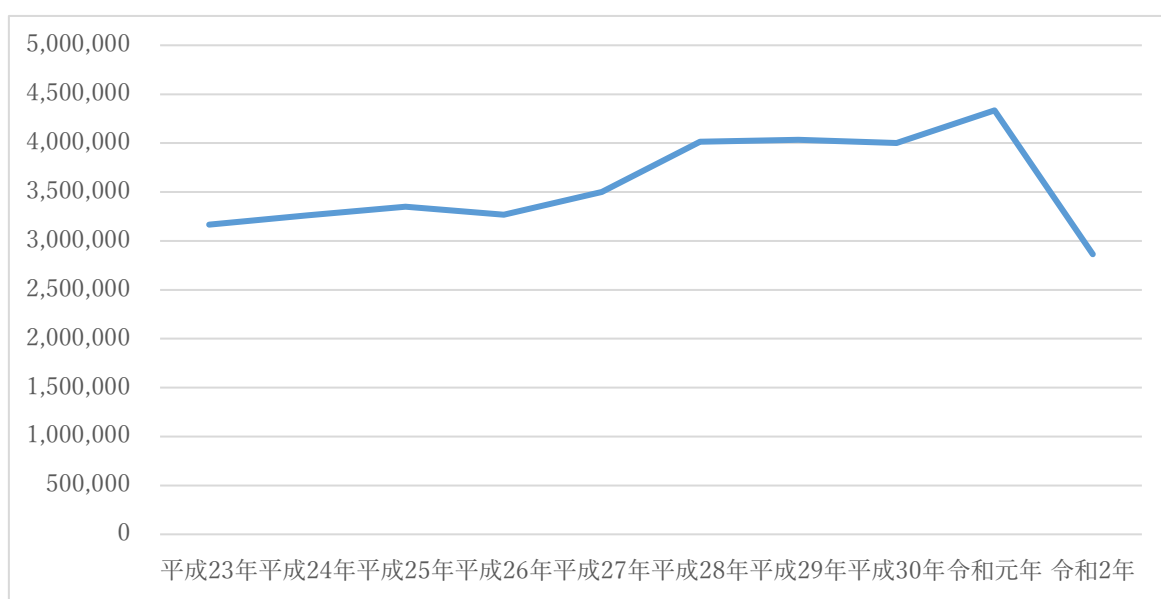
図@ 経済活動別構成比

(4) 観光

自然や歴史・文化、食等の地域の魅力を有する本市では、「自然・景観」を活かした観光促進や「歴史・文化」を活かした体験型の観光事業、「外国人観光客」への各種取り組み、「周辺自治体」との広域的な観光連携などを実施してきた。こうした取り組みの成果として、

市全体の観光入込客数は平成22年から令和元年にかけて概ね増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年（2020）には大幅に減少している。

新型コロナウイルス感染症により観光のあり方が問われることとはなったが、本市の魅力である自然や歴史・文化、食等の地域の魅力を活かしたこれまでの取り組みは令和元年（2019）にいたるまで功を奏しており、今後の観光推進においても有効と考えられる。屋外観光人気の高まりや感染対策の導入等、観光傾向の変化等を取り入れつつ、中山道沿線などの資源を中心とした取り組みを強化、尾張藩ゆかりの自治体などの連携による広域観光を推進する。



図@ 観光客数推移

第3章 史跡中山道落合宿本陣の概要

第1節 落合の地勢

貝原益軒が享保6年(1721)に著した『木曾路之記』には、「落合の民家九十軒許。これより西に猶坂々あれども、既に深山の中を出て、劍難なくして心やすくなる。木曾路を出て、爰に出れば、先我家に帰り着きたる心地する」とある。

江戸時代、木曾谷を目前に控える落合は美濃国の東端に位置していた。落合宿は、河岸段丘上にある地域内でもとりわけ平坦な場所に形成されたが、これを取り巻く地形はすり鉢状を呈しており、馬籠宿方面へ向かうためには十曲峠の急坂を、中津川宿方面へ向かうためには上金と与坂の坂を上り下りしなければならなかった。東海地方と中央高地との漸移点にあたるこの地域には、昭和31年(1956)9月に中津川市と合併するまで落合村が存在し、近隣諸村と接する境界の多くは川や山、または丘陵などの自然地形によっていた。落合は南東の恵那山と北西の木曾川との間に細長く開けた地域であり、地形は北西に向かって傾斜、地域内における土地の高低差は最大で1780mに及んでいる。

落合という地名の由来は、釜沢川・本谷川・湯舟沢川が落合川に合流していることにあるとも、落合川が木曾川に合流していることにあるともいわれ、河川の合流に由来を求める説が有力である。

第2節 落合の歴史

(1) 宿場の形成以前

落合において確認された人類の活動痕跡は後期旧石器時代にまでさかのぼる^[註1]。縄文時代遺跡の遺跡には草創期から中期のものがあり、落合五郎遺跡^[註2]で出土した前期の土器からは、既に当地を交えた東西地域間の交流が存在していたことが分かる^[註3]。

古墳時代の古東山道、古代の幹線道路である東山道はそれぞれ落合を經由したと考えられるが、落合五郎遺跡で古墳時代に旅の祭祀が行われたとみられる^[註4]こと、同遺跡で古代の大型掘立柱建物跡^[註5]が検出されたことから、いずれの道も後の落合宿付近を通過していた可能性が高い。『美濃御坂越記』^[註6]や『木曾路名所図会』巻3^[註7]の記述によれば、中世における東山道の道筋も落合を經由するものであった。この中世東山道の一部と木曾路とが後に整備される江戸時代の中山道の原形になっていったと考えられる。

落合宿の成立については、木曾氏が天文2年(1533)に木曾谷で整備を進めた宿駅制度が普及したものとも、天文12年(1584)に高福寺が開かれたことと深い関係にあるものとも考えられる。成立の具体的な時期は明らかになっていないが、文禄2年(1593)の『大和田重清日記』には既に中津川から落合までの駄賃に関する記述^[註8]がみられ、遅くともこの頃までには落合の町並みが宿駅としての機能を備えていたことが分かる。

なお、落合五郎遺跡では青磁・古瀬戸・天目茶碗を含む12世紀から16世紀にかけての陶器等が出土しており、小姓洞という地名も存在することから、落合宿付近には中世の段階で武士階級を含む人々が居住していた可能性がある。このような痕跡は、木曾義仲の家臣、

落合五郎兼行の居住に関する伝承や鎌倉時代における兄の井・弟の井用水路の掘削伝承^{〔註 9〕}、あるいは、落合に住んだ木曾義昌従士として『木曾考』に登場する沖田淡路と何らかの関連を持つものとも考えられる。

(2) 江戸時代

『中山道宿村大概帳』によると、江戸日本橋から数えて 44 番目の宿場である落合宿は、南北 3 町 35 間 (約 390m)、宿内総戸数は 75 戸、宿泊施設は本陣・脇本陣のほかに旅籠屋が 14 軒あり、大通行の際には善昌寺や高福寺、一般の民家も旅宿となった。『落合郷土誌』にて「与坂の三文餅、横手のわらじに田中の馬のくつ、扇屋膳飯しゃ盛りがええ、桜屋豆腐に此吉コンニャク、板屋寿司、青膏吸出し、金創は狐膏葉山中薬師、水に消えない鉄砲の火縄」という文言が紹介されているように、宿場内外には旅籠屋のほかにも物売の店や茶店などが存在していたが、いずれも専業ではなく農業などの兼業であり、『村明細帳』にも「稼ニは農業の間 男女共薪取草刈 或ハ茶や旅籠屋等ニ而渡世仕候」と報告されている。落合宿の常備人馬は 25 人・25 匹であり、大通行の際には人馬継立を中津川宿との合宿にて行った。東海道などに比べて中山道は大名の通行が少なく、御救金や拝借金、刎銭によって宿場助成が行われたものの、中津川宿との距離が 1 里 (3.9 km) と程近く、小宿であったため、宿駅の経営には苦労が多かった。こうした状況にあって落合宿の宿駅機能が維持できた要因としては、尾張徳川家の管轄下にあったことが大きいものと考えられる。

関ヶ原合戦後、木曾衆の千村平右衛門と山村甚兵衛が落合村を半分ずつ知行することとなったが、元和元年 (1615) に山村家が、元和 3 年 (1617) に千村家が尾張徳川家附庸となったため、同村は尾張徳川家と知行主、幕府 (道中奉行) の三者から支配を受けることとなった。こうした事情から、落合村の場合、千村家・山村家それぞれの知行地について村役人と宿役人が任命されることとなった。なお、本陣については千村家知行地の庄屋・問屋を兼ねた井口家が、脇本陣は山村家知行地の庄屋・問屋を兼ねた市岡家や塚田家が担当している。

『中山道宿村大概帳』によると、天保年間 (1830~1844) から安政年間 (1854~1860) の頃、落合宿区間の中山道^{〔註 10〕}は尾張徳川家の負担で道普請されていたことが分かるが、元々は宿村負担による自普請であった可能性がある^{〔註 11〕}。橋の普請についても各々当事者が定められたが、落合大橋^{〔註 12〕}の例では、慶長 7 年 (1602) までは落合村が、元和年間 (1615-1624) の初めからは尾張徳川家が、文政年間 (1818~1831) からは年間仕用金を尾張徳川家から受け取った落合村が橋の普請を請け負っていた。なお、この落合大橋は大雨の度に崩壊し、修理負担が非常に大きかったため、落合宿・馬籠宿間の中山道が十曲峠経由の道筋から、落合大橋を通らない湯舟沢経由の道筋に付け替えられたこともあった。寛保元年 (1741) に完成したこの付替道は寛保の新道と呼ばれ、明和 8 年 (1771) までの 30 年間にわたって利用されたが、旧道と比べて距離が遠く、悪路であったため、十曲峠経由の道筋に戻されることとなった。

(3) 宿駅制度の終了と近代化

明治維新の後も、中山道は明治9年(1878)の国道一等指定に加え、明治13年(1880)の明治天皇巡幸にも利用されるなど国家の幹線道路として役割を維持した。明治天皇巡幸は車駕によるものであり、道路改修及び通路の清掃は大変な事業規模で行われた^[註13]。元々は落合宿内の中央を流れていた水路が片方の端に寄せられたのはこの時のことであり、十曲峠付近では石畳の改修や石畳の滑り止め目的の砂撒きも行われたと記録されている。

また、明治25年(1892)の賤母新道開通により里道とはなったものの、明治44年(1911)に鉄道中央本線が全線開通するまでの間、中山道は依然として重要な地方幹線道路であり、御坂越道とともに美濃・尾張から飯田方面への旅や物流に利用され続けた。中山道筋にある落合村では、明治43年、落合宿とその隣接地域の居住者が守るべき道路の管理・清掃等に関する事項をまとめた『落合村清潔法申合規則』を制定するなど、以降も中山道の維持管理に努めた。

一方、明治3年(1870)に本陣名目が廃止され、明治5年(1873)には宿と助郷の制度が廃止されると、人馬継立などの落合宿の役割は相對運賃をもってする陸運会社などの営利会社へと引き継がれた。落合村役場による明治44年(1911)の『農業関係調書』にあるように、落合村の人々は古来農業の傍ら、副業として旅人の宿泊を業とし、ある者は街道の貨物運搬によって生活の糧を得ていたが、こうした副業は明治維新の後、衰微することとなった。落合村では、農地の不足を補うべく用水路の新設改修と開墾が進む傍ら、従前に代わる収益確保の手段が模索されたが、こうした中で村内における生活改良の柱となったのが蚕糸業、とりわけ養蚕と蚕種製造であった。

落合村では江戸時代から自家用に蚕の飼育が行われたことが知られるが、明治44年(1911)の『養蚕ニ関スル沿革及概要』によれば、落合村における養蚕の本格的な開始は明治時代の初め頃のことである。以降、養蚕は村内にて著しく盛んとなり、明治22年(1889)・明治23年(1890)頃になると村人は上田に桑を植え、新しく開墾した土地を桑園にするまでになった。他地域の場合、上田の桑園化は明治時代末期から大正時代以降に多く見られるが、落合村のこうした動向からは、養蚕による利益の大きさとともに、村人がいかに養蚕に心血を注いでいたかを知ることができる。さらに、後述する秋蚕種の利用は、落合村の生産性向上に大きく寄与するものであった。

落合村の人々が初めて風穴を使って秋蚕種の製造を行ったのは明治5年(1873)のことで、これは岐阜県恵那郡内における先駆的な試みであった。明治8年(1875)の『明治八年物産取調書』の落合村の項からは、既に蚕卵紙の製造も開始していたことが分かる。風穴秋蚕種は、非常に成績のよい蚕種として養蚕農家から争って買い求められるようになり、販路も近郷はもちろんのこと、西濃、尾張、三河、やがては全国へと次第に広がった。落合村の蚕種製造創業については記録により異なるが、明治33年(1900)の『産業統計報告』には「製造企業年月 明治12年起業爾来間断なし」ともあることから、蚕種製造が本格化した

のは明治12年(1879)頃の可能性がある。当初、長野県安曇郡の稲核風穴を利用していた落合村の蚕種製造事業者たちであったが、御坂越道の経路上にある霧ヶ原が風穴の適地であると分かると、そこに造営された三坂風穴^{〔註14〕}を根拠地としていくことになる。三坂風穴は明治40年(1907)頃までに全国一の風穴数を誇る風穴地となったが、中山道や御坂越道を介して地の利を得た落合村は蚕種製造地として全国にも名を知られることとなり、全盛期には中津川町駅と三坂を繋ぐ電話線も開設された。秋蚕については、明治13年(1880)に岐阜県令から飼育禁止が通達されるなど、当初は反対意見も多かったが、その導入は恵那郡の養蚕を歩進させた一大画期であるとして、恵那郡長は明治38年(1905)の『恵那郡是』において落合村の先駆者の功績を紹介し、高く評価している。

養蚕・蚕種製造などの蚕糸業は、交通制度の変革によって江戸時代以前からの宿屋業・貨物運搬等による収入を失った落合の暮らしを支えるのみにとどまらず、村人の現金収入を増大させ、近代化を進める原動力となった。落合における蚕糸業は、全国的にも注目を集めるものであったが、こうした成功の背景にも中山道をはじめとする近世以前の交通網が大きな役割を果たしたことは特筆される。養蚕・蚕種製造増加した収入を背景に家々は植物葺きから瓦葺きに、一階建てから二階建てになり、拡張された間取りを最大限に生かしてさらに養蚕や蚕種製造が行われた。このような改造は、養蚕普請とも呼ばれた。

- [1] 落合の清水平遺跡ではナイフ型石器等の石器類が発見されている。
- [2] 落合五郎遺跡は後の落合宿から150m西側に存在する遺跡。縄文時代・古墳時代・古代・中世・近世の遺構・遺物が発見されている。
- [3] 落合五郎遺跡では、関東系の諸磯式と関西系の北白川下層式の土器が伴出した。
- [4] 落合五郎遺跡からは剣形石製模造品が出土している。
- [5] 落合五郎遺跡で発見された掘立柱建物跡は桁行六間梁行二間で玄関構造を伴い、東西19.2m、南北6.4m、柱根径約50cmの本市内でも類を見ない規模を有する。遺構からは8世紀から9世紀頃の緑釉陶器や灰釉陶器が出土しているが、当時の本市域や周辺における施釉陶器、とりわけ緑釉陶器の希少さからみても、重要な役割を持つ建物であった。
- [6] 園原旧富による安永年間(1772~1780)の著書。
- [7] 秋里籬島による文化2年(1805)の著書。
- [8] 「…(大)井より中津川まで廿一文 中(津川)より落合まで十一文…」の記述を指す。
- [9] 落合村の用水はその開設が古く、伝承によると、最も古い兄の井・弟の井と呼ばれる用水は鎌倉時代に開かれた。共に釜沢を取入口とする用水で、兄の井は後に崩れて川砂に埋もれたが、弟の井は後に旧井巾用水となったとされる。用水の発起人はとある兄弟で、兄は用水の完成間際に死亡、弟は用水の完成後に役人が連れていき、二度と戻らなかったという。
- [10] 中津川宿境から馬籠宿境の中山道で、諸事において落合宿・落合村の管轄とされた。
- [11] 落合宿境から大井宿境の中津川宿区間の道普請についても『中山道宿村大概帳』では

尾張徳川家の負担で道普請されたとされるが、元禄9年(1696)段階では自普請であった。落合宿区間においても同様の変遷が想定される。

[12] 現在は下桁橋とよばれる橋のことであるが、『塚田手鑑』には大橋、『落合橋懸替申付状』には落合橋とあること、中津川大橋の例などから『中津川市史 中巻』はこれを落合大橋と呼称している。

[13] 『岐阜県御巡幸誌』には、「抑々中仙道は従前馬背肩輿に依りて遞送せしに過ぎず。小車を通ずることすら困難なれば、今回御通輦については先ず道路橋梁の改修架け替えへをなさざるべからず。依て県に於いて四月より各関係村民を督促して着手せしむ。木曾に接する馬籠境より始めて、恵那郡東部諸村の夫を徴して施工せり。この時落合駅の道路中央を流れる水路を一方に寄せたり。又中津川駅に至る間の嶮路を改修すること多し…」とある。

[13] 「神坂風穴」と表記される場合も多く見受けられるが、公的書類上の築造場所は三坂御領林内であったため、本計画においては「三坂風穴」と表記する。

第3節 落合宿本陣と井口家の沿革

落合宿本陣に関する古記録には、文化元年(1804)・文化12年(1815)の大火、あるいは、調査機関貸出中の戦火によって、既に失われてしまったものも多い。ただし、遺された資料や周遍的な記録からは、落合宿本陣や井口家について、以下にまとめるような沿革が明らかになっている。

(1) 江戸時代

江戸時代から明治初年に至るまで落合宿の本陣職を務めた井口家は、落合村における千村家知行地の庄屋や問屋を兼ねていた。

井口家の伝承によると、井口家の先祖は源藏人行家だとされるが、落合への居住は、その子孫沖田淡路守正義の頃からであり、初代井口善兵衛は正義の三代孫と伝わる。沖田淡路守は『木曾考』に登場する木曾義昌の従士、沖田淡路と同一の人物だとみられるが、諱が正義であることや正功院殿冲巖桑田大居士という法号など『木曾考』にもない情報に言及している点が特筆される。また、参考となる事実として、落合宿付近に現在も沖田という字名が存在すること、井口家伝来品の中に「丸に三つ柏紋」^[註1]を伴う中世武具等が存在していることもあげられる。井口姓の由来については不明であるが、落合には井ノ上・井ノ下・井巾といった用水に関わる地名が複数みられること、兄の井・弟の井用水路の伝承などを踏まえると、用水との地理的な関係や用水に関わる何らかの役割が姓に反映されたものと考えられる。

『医王寺文書』によると、当初、本陣井口家当主は代々善兵衛の名を襲名していたが、江戸時代中期頃、千村家に善兵衛と名乗った人物がいたことから、遠慮して五左衛門を名乗るようになったという。実際、善兵衛の名が本陣・庄屋・問屋として文書類に登場するのは元

禄 15 年（1702）までのことであり、享保 12 年（1727）以降は明治時代中頃まで五左衛門の襲名が続いている。

落合宿における千村方の庄屋・問屋として井口善兵衛が記録上に登場するのは元禄年間（1688～1704）からのことであるが、これは宝永年間（1704～1711）までの記録が存在しないためであり、実際には江戸時代当初から井口家が担当したものと考えられる。大久保長安が千村平右衛門・山村甚兵衛両者に宛てた慶長 7 年（1602）の『落合橋懸替申付状』^{〔註 2〕}によれば、落合村には遅くとも慶長 7 年（1602）以前から既に年寄と呼ばれる庄屋相当の役割を果たす人物が 2 名存在し、道や橋の修理にあっていた。この年寄 2 名はおそらく、井口家と市岡家の人物であったとみられる。

井口家が初めて本陣職に就いたのは、参勤交代制度との関連から寛永 12 年（1635）頃と考えられる。本陣といえば、大名、旗本、公家、役人などが宿泊するための公的宿泊施設であったが、落合宿の場合には一般旅客が宿泊することもあった。同時に約 30 人の一般宿泊客を受け入れたという記録^{〔註 3〕}が残っていたり、道中独案内には「落合一リ 井口五左衛門」の案内が出されたりということもあったが、公的休泊の少ない宿場の一般的な傾向とみられる。

落合宿における公的な休泊件数の記録はほとんど残っていないが、脇本陣塚田家に伝わる『御大名様御通行之節御目録金頂戴記』からは、文化 4 年（1807）1 年間にあった大名の小休が 5 件、宿泊が 1 件であったことを知ることができる。この一例からでも大名休泊がいかに少なかったかを知ることができるが、中山道の宿場町が大名の通行を度々嘆願していたことから、中山道の名大通行自体も限られていたことが分かる。

なお、中山道の特徴として、皇族や公家の女性が将軍や水戸徳川家へ嫁ぐ際の通行に多く用いられたことがあげられるが、落合宿本陣も天保 2 年（1831）に登美宮や有姫の通行に際して宿泊場所となっている。

本陣職としての役割内外で行った宿屋業のほかに、先述のとおり井口家は庄屋や問屋の役目を果たしていたが、このほか、『医王寺文書』や井口家の伝承によれば、江戸時代の落合宿名物にも称えられる狐膏薬の販売を行っていた時期があるようである。元々は本陣の井口家で売り始め、初代井口善兵衛の次男井口善右衛門が新茶屋に分家する際、販売株を譲ったものとみられるが、新茶屋の井口家は、諸所に販売株を分けたようであり、後には山中薬師として知られる医王寺や中津川宿でも狐膏薬が売られるようになった。明治 23 年（1870）に落合宿本陣井口家にて作成された『秘密書』には、狐膏薬をはじめとする薬の材料や製法が記されており、少なくとも明治時代に至るまで製法が受け継がれたようである。

文化元年（1804）・文化 12 年（1815）の大火においては、落合宿本陣も被害を免れず、尾張領主からの拝借金や手当があったものの、再建には数年を要したという。

（2）明治時代以降

明治時代に入ってからの特筆すべき出来事としては、明治 13 年 6 月に行われた明治天皇

の巡幸があげられる。明治天皇一行は中山道の旧宿場等で休泊しながら山梨県、長野県、岐阜県、三重県、京都府の順に進んだが、落合宿本陣にて小休が行われたのは同年6月28日のことであった。落合村において目通りすることができたのは第11代当主井口五左衛門正直を含む5名の有力者のみであり、地元関係者には下賜金が渡された^{〔註4〕}。なお、明治天皇一行とは別行動にて移動していた伏見宮も同じ日に落合宿本陣で小休している。明治天皇巡幸の背景に地方名望家への影響力を強化する政治的な目的があったことからすると、当時は井口家は落合において名望家としての立場を維持し、かつ家屋等も明治天皇や伏見宮の小休を受け入れるにふさわしい様態を維持していたことが分かる。

巡幸に関する記録を除くと、明治3年(1870)の本陣名目廃止、明治5年(1872)の庄屋廃止の後、明治時代前半期における井口家の動向はあまり知られていない。しかし、井口家が明治3年(1870)以降に購入した食膳具類や講旅行者向け宿泊所として落合宿本陣に言及した資料が存在することから、明治3年(1870)を過ぎてからも井口家は一般旅客を対象に宿屋業を継続していた可能性が高い^{〔註5〕}。また、西南戦争に端を発するインフレーションの影響が大きい明治14年(1881)に主屋の大規模改造を行い、岐阜県農学校新築のための寄附を行うなど、井口家が一定の貯えや財力基盤を維持していたことは明らかである。

落合村の近代化と密接に関わる蚕糸業と井口家の関連が資料面から明確になるのは明治19年(1886)以降のことである。井口家には第12代当主井口鉞(悦)次郎名義の『蠶絲組合員之證』が伝わっているが、このことは、少なくとも井口家がこの頃までに蚕糸業へ参入していたことを示す^{〔註6〕}。現存する中で最も古い明治20年(1887)頃からの出納帳には同年頃からの蚕種販売記録が存在するが、その販路は県内に留まらず、滋賀県等にまで及んでいる。記録当時の販路の広さから考えれば、井口家における蚕種製造の開始はこれより前にさかのぼる可能性が高い。井口家がいつから養蚕や蚕種製造に参入したのかを明確に伝える資料は発見されていないが、落合村における養蚕が明治初年頃から盛んであったこと、蚕種製造が明治12年(1879)以降本格化していることは、参考となる事実である。明治14年(1881)の大改造によって、主屋は一階建て板葺きから二階建て瓦葺きの土蔵造りになっているが、『明治天皇聖蹟調査書』で言及された改造理由には「生活改良ノ一步」との言及もあるため、改造に養蚕普請としての側面があった可能性も否定できない。

また、絵図から判明している事実として、明治15年(1882)以前から存在した建物5棟及び裏側門塀が明治20年(1887)頃以降の時点で撤去され、敷地下段部が桑畑とされている^{〔註7〕}点も注目される。明治22年(1889)・明治23年(1890)頃になると落合村では上田に桑を植えることが流行したが、敷地内下段部の桑畑化もこうした潮流に乗って行われたものと考えられる。明治23年(1890)11月、主屋の南側に建設された土蔵は、下段部にあった二戸前の土蔵が取り壊された後に設置されたものと考えられる^{〔註8〕}。井口家は明治17年(1884)頃から散発的に土地の買入れを進めているが、こうした動きにも桑畑用地の確保という側面があったものとみていい。

明治43年(1910)の「收繭調書」によれば、落合村の蚕糸業者として知られる合名会社

進栄社（以下、「進栄社」。）の所在地は落合宿本陣であり、構成員に第13代当主井口杉男や鈴木利一^{〔註9〕}らがいたものとみられる。進栄社の創業時期は不明であるが、井口家が明治20年（1887）頃から利一名義の蚕糸業関連出納帳ほか^{〔註10〕}を保管している点からみて、両者の協力体制は明治時代中頃から成立していた可能性が高く、三坂風穴に存在した進栄社風穴3基は明治26年（1893）までに完成していたとみられる^{〔註11〕}。また、進栄社風穴3基の出願人名義は長野県西筑摩郡神坂村の早川治郎八となっているが、進栄社の構成員もしくは協力者であった可能性が高い^{〔註12〕}。明治38年（1905）年末に至るまで神坂村は岐阜県民による三坂風穴利用を認めない立場を取っていたこともあり、神坂村民との協力関係構築によって早い時期からの風穴利用を可能としていた可能性がある。蚕糸業について大井宿本陣との協力体制が築かれていた^{〔註13〕}ことも特筆され、近世以来の人脈を活かした事業展開があったものと評価できる。明治41年（1908）に井口杉男が創建した離れは蚕糸業の成功を背景に建設されたものと伝わるが^{〔註14〕}、大正6年（1917）に「第三回蠶絲類品評会褒賞」を受け、大正9年（1920）の『帝国蚕業大鑑』には個人事業者として掲載されるなど、井口家の蚕糸業は、実際に成功を収めていたといえる。

以上のことから、明治維新後の当初には宿屋業が、その後は蚕糸業が井口家の重要な収入源となっていたと考えられる。また、『井口家文書』には明治時代を通じて門家や掬米への言及が見受けられることから、小作料をはじめとする近世以来の農業収入も重要な経済基盤として維持されていた可能性が高い。このほか、狐膏薬をはじめとする薬の販売についても副収入となっていたことが考えられる^{〔註15〕}。

註

- [1] 井口家の家紋は「丸に橘紋」。
- [2] 『落合橋懸替申付状』には「…此以前々落合之年寄兩人して かへ懸候由申候間 可有其心得候…」とある。
- [3] 商人萬屋仁右衛門らから井口五左衛門に宛てた文久3年（1863）7月の文書には、「…相宿三拾余人之者共、御差留置…」とある。
- [4] 井口家にも「金拾五圓」と書かれた当時の包みが伝わっている。
- [5] 井口家の土蔵には明治時代初期から明治14年頃にかけて買い足されたものを含む10人前揃えから20人前揃え、50人前揃えといった近世・近代の食器等が多く保存されていた。また、明治5年（1872）に作成された宝栄講旅行者用の道中案内には「落合泊井口五左衛門」との紹介が存在している。昭和10年（1935）に落合宿本陣が聖蹟指定された際の『明治天皇聖蹟調査書』には、明治14年（1881）に行なった主屋の大規模改造の理由として本陣の廃止や交通機関の変化により維持困難となったことがあげられているが、このことは改造が行われるころまで宿屋業が営まれていたことの傍証とみられることもできる。
- [6] 明治19年（1886）9月、蚕種検査所が中津川村の中津川蚕糸組合事務所に併設され、

以降、蚕種製造者は組合に所属し、蚕種の検査を受けなければならなくなった。同年6月12日の組合加入は、蚕種販売の要件を満たすべく行われたものとみられる。

- [7] 明治15年(1882)4月当時の史跡内状況を描いた『當家再建備申之正當向百分一圖』には、明治41年より前の状況変化が直接書き込みと付箋貼りによって追記されているが、史跡内下段部に明治15年(1882)段階で存在した土蔵等建物群5棟及び裏門、袖塀を隠すように付箋貼りして「あき地にして桑畑」と書かれている。各建物や裏門の箇所には「取りはなし」との記載があり、建物類を取り壊して空き地とした後に桑畑として利用したことが分かるが、明治19年(1886)11月作成の『井口五左衛門居宅一萬分一畧圖』には依然としてこれらの建物が描かれており、下段部が桑畑化したのは明治20年頃以降とみられる。
- [8] 『史跡中山道落合宿本陣 離れ・土蔵調査報告書』(麓和善 2023)による。現在、主屋の南側にある土蔵は、建設当初、二戸前の土蔵であり、部材には転用材が多く見受けられる。
- [9] 落合村の蚕糸業における先駆者の1人。明治43年(1910)の「收繭調書」によれば、当時、合名会社進栄社の代表者は鈴木利一であったことが分かる。利一は、その功績から農商務大臣山本達夫の表彰を受けている
- [10] 出納帳のほかに、蚕糸業励行を説く内容の版木(鈴木利一名義)などがある。
- [11] 『御坂役場文書』内「村予算歳入書」によれば、三坂風穴内にあった進栄社の蚕種貯蔵室3か所に関する使用料が明治26年(1893)以降計上されている。明治26年(1893)時点で公的に認知されていた風穴は4基のみであった。
- [12] 『御坂役場文書』によれば、早川治郎八は明治38年(1905)に設置されたとみられる公栄社風穴2基、万栄社風穴1基の出願名義人にもなっており、進栄社風穴3基の出願名義人であるからといって単純に進栄社の構成員であったと解することはできない。
- [13] 『蠶種製造ニ関スル書類』には、「蠶種製造届出書」「蚕種変更届書」「掃立届」「上簇届」「收繭調書」等井口家の養蚕や蚕種製造に関わる様々な届出等が綴られているが、大井宿本陣当主林半蔵が井口杉男の飼育代理人として登場する。
- [14] 孫にあたる落合宿本陣公有化当時の所有者らが井口杉男から伝え聞いた内容による。
- [15] 狐膏薬等の製薬法を記した明治23年(1870)作成の『秘密書』の存在、明治11年(1878)に内務省へ提出した呼吸丹の売薬免許願い出書類の存在による。狐膏薬の製法は、大正時代初期頃に後引製薬社が発売した「サンリーム」の元になった。

表@ 落合宿本陣の蚕糸業関連年表

明治初年頃	落合村で養蚕が盛んになる。
明治5年(1872)	長野県安曇郡の稲核風穴を利用した蚕種製造が落合村で開始
明治6年(1873)	神坂越道経路上の霧ヶ原に最初の風穴が設置される(後の三

	坂風穴)。
明治 8 年 (1875)	この頃までに落合村で蚕卵紙の製造が落合村で開始
明治 10 年 (1877 年)	神坂越道の復興工事着手
明治 12 年 (1879) 頃	落合村で蚕種製造が本格化
明治 14 年 (1881)	落合宿本陣の主屋が改造され、一階建て板葺きから二階建て瓦葺きの土蔵造りとなる。
明治 15 年 (1882) 12 月	賤母新道の開削が決定
明治 17 年 (1884)	井口家が土地を購入 神坂越道の復興工事完了
明治 19 年 (1886) 6 月	第 12 代当主井口鉞次郎、中津川蚕糸組合へ加入
明治 19 年 (1886) 9 月	蚕種検査所が中津川村の中津川蚕糸組合事務所に併設 蚕種製造者の組合所属と蚕種検査受検が義務化
明治 20 年 (1887) 頃	井口家による蚕種販売の現存する最も古い記録 井口家にて斎藤利一名義の蚕糸業関連出納帳の保管を開始
明治 23 年 (1890) 頃	落合宿本陣の敷地下段部の建物群が取り壊され、桑畑化
明治 23 年 (1890)	落合宿本陣の敷地上段部に土蔵が建てられる。
明治 26 年 (1893)	この年までに進栄社第 1 風穴から第 3 風穴までが完成
明治 28 年 (1895)	井口家が土地を購入
明治 33 年 (1900)	井口家が土地を購入
明治 41 年 (1908)	蚕糸業の成功により落合宿本陣の離れが建てられる。
明治 43 年 (1910)	この時点で合名会社進栄社の構成員に第 13 代当主井口杉男と鈴木利一が含まれていることが確認できる。
大正 6 年 (1917)	第 13 代当主井口杉男が「第三回蠶絲類品評会褒賞」を受ける。
大正 9 年 (1920)	『帝国蚕業大鑑』に第 13 代当主井口杉男の名が掲載される。

第 4 節 落合宿本陣を構成する要素

(執筆中)

第 5 節 落合宿本陣の追加指定に至る経緯

中山道は近世五街道の 1 つであり、東海道と並んで江戸と京都を結ぶ主要な街道であった。昭和 62 年 (1987) に長野県小県郡長和町、同県木曾郡南木曾町内の一部区域の道路と交通遺跡が国史跡に指定され、平成 3 年 (1991) には長和町内で追加指定があった。

「落合宿本陣」が史跡中山道の交通遺跡として追加指定されたのは平成 22 年 (2010) 2 月 22 日のことであり、同時に、市内にある約 20km 分の道筋の内、「新茶屋の一里塚」から落合宿にかけての道路区間約 2.5 km と「新茶屋の一里塚」、「落合宿の常夜燈」が指定の対象

となった。なお、「落合宿本陣」の一部は昭和 10 年（1935）から明治天皇聖蹟として史跡指定されていたが、昭和 23 年（1948）には明治天皇聖蹟に該当する史跡が日本全国で一斉に指定解除されることとなり、昭和 54 年（1979）以降は「中山道落合宿本陣」との名称で本市指定史跡となっていた。

本市域における追加指定後も岐阜県では、平成 28 年（2016）に可児郡御嵩町内の一部区間約 3.6 km、令和元年（2019）年に瑞浪市内の一部区間約 4.0 km と交通遺跡が追加された。

第 6 節 指定の状況

(1) 指定告示

平成 22 年（2010）2 月 22 日付け文部科学省告示第 18 号により、中津川市内の史跡中山道は追加指定された。指定の概要は次のとおりである。

文部科学省告示第 18 号

文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 109 条第 1 項の規定により、史跡中山道(昭和 62 年文部省告示第 119 号及び平成 3 年文部省告示第 55 号)について、下記 1 に掲げる地域を下記 2 によって追加して指定します。

平成 22 年 2 月 22 日

文部科学大臣 川端 達夫

名 称	中山道（なかせんでう）
追加指定年月日	平成 22 年 2 月 22 日 （昭和 62 年 10 月 3 日指定、平成 3 年 5 月 15 日追加指定）
所在地	岐阜県中津川市馬籠 同 落合字新茶屋、落合町、山中、向山、井ノ下、滝場、屋下
地 域 (上記における下記 1)	別図のとおり（(3) 史跡の指定範囲 参照）
指定面積	12,403.69 m ² （道路部分 10,615.40 m ² 、その他部分 1,788.29 m ² ）
追加指定基準 (上記における下記 2)	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号)史跡の部六による。
追加基準説明 (上記における下記 2)	近世五街道の一つ。江戸日本橋から草津宿で東海道に合流するまでの街道。現在までに長野県の長和町、南木曾町の中山道が指定されている。今回は、長野県と岐阜県との旧県境にある「新茶屋の一里塚」から落合宿にかけての区間と一里塚、落合宿本陣、常夜燈を追加指定する。

解 説

中山道は、江戸時代の五街道の一つで、江戸日本橋から草津宿で東海道に合流するまでの街道で、中仙道とも表記されたが、享保元年（1716）、幕府は、東山道の内の中筋の道として中山道の表記を採用した。武蔵板橋宿から近江守山宿までの 67 宿と、東海道の草津・大津両宿を合わせ、「中山道六九次」とも呼ばれ、東海道と並ぶ重要な街道であった。

長野県小県郡和田村（現・長和町）、同県木曾郡南木曾町の保存状態の良好な道および交通遺跡が昭和 62 年に史跡に指定され、平成 3 年に追加指定が行われた。

中津川市域には武蔵板橋宿から数えて 43 番目の馬籠宿、44 番目の落合宿、45 番目の中津川宿があり、約 20 キロメートルの道筋が残っている。長野県との旧県境にある「新茶屋の一里塚」から落合宿までほぼ全線下り坂で、起点から約 1 キロメートルについては樹林の中を道が通り、一部石畳が残っている（3 か所、総延長約 71 メートル、県史跡）。昭和 63 年度から平成 7 年度にかけて、歴史の道保存整備事業により残存する石畳を中心に約 840 メートルにわたり路面を石畳化する整備等を実施した。石畳道の終点からアスファルト舗装された道となるが、道筋や道幅は良好に残されている。途中、『木曾街道続膝栗毛』に登場する「狐膏葉」で知られる「医王寺」があり、落合川に架かる下桁橋（指定対象地外）を渡ってしばらく進むと、家が建ち並び始める。落合宿の入り口には高札場跡があり、横町、上町、中町、下町からなる落合宿の長さは三町三五間（約 390 メートル）で、宝永 2 年（1705）の記録では家数 80 軒であった。町を貫いて中山道の中央を用水が流れていたが、明治 13 年（1880）の天皇巡幸に際し、片側に寄せる改修がなされた。宿内には本陣であった井口家住宅（主屋は文化 12 年〈1815〉の大火焼失後復興され明治 14 年に改築、市史跡）や、寛政 4 年（1792）建立の上町の常夜燈がある。

今回は、歴史の道保存整備事業により整備を実施した約 840 メートルを含む保存状況の良好な「新茶屋の一里塚」から落合宿にかけての区間、約 2.5 キロメートルの道路部分と、「新茶屋の一里塚」「落合宿本陣」「落合宿の常夜燈」の交通遺跡について追加指定し、保護の万全を図るものである。

（『月刊文化財』2月号（第 557 号）より抜粋）

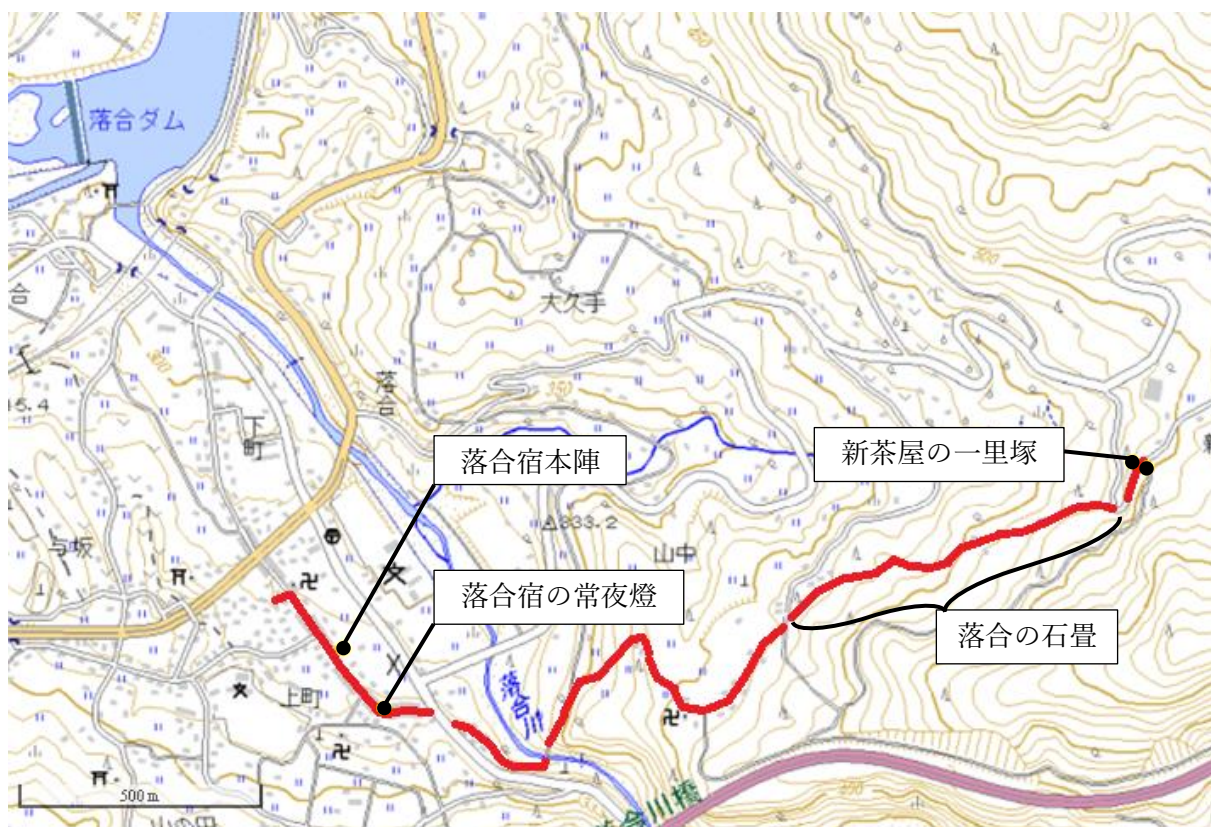
(2) 史跡中山道の指定範囲と落合宿本陣の位置

中津川市内の史跡中山道の指定地は、図@のとおりである。

(3) 落合宿本陣の管理者・所有者

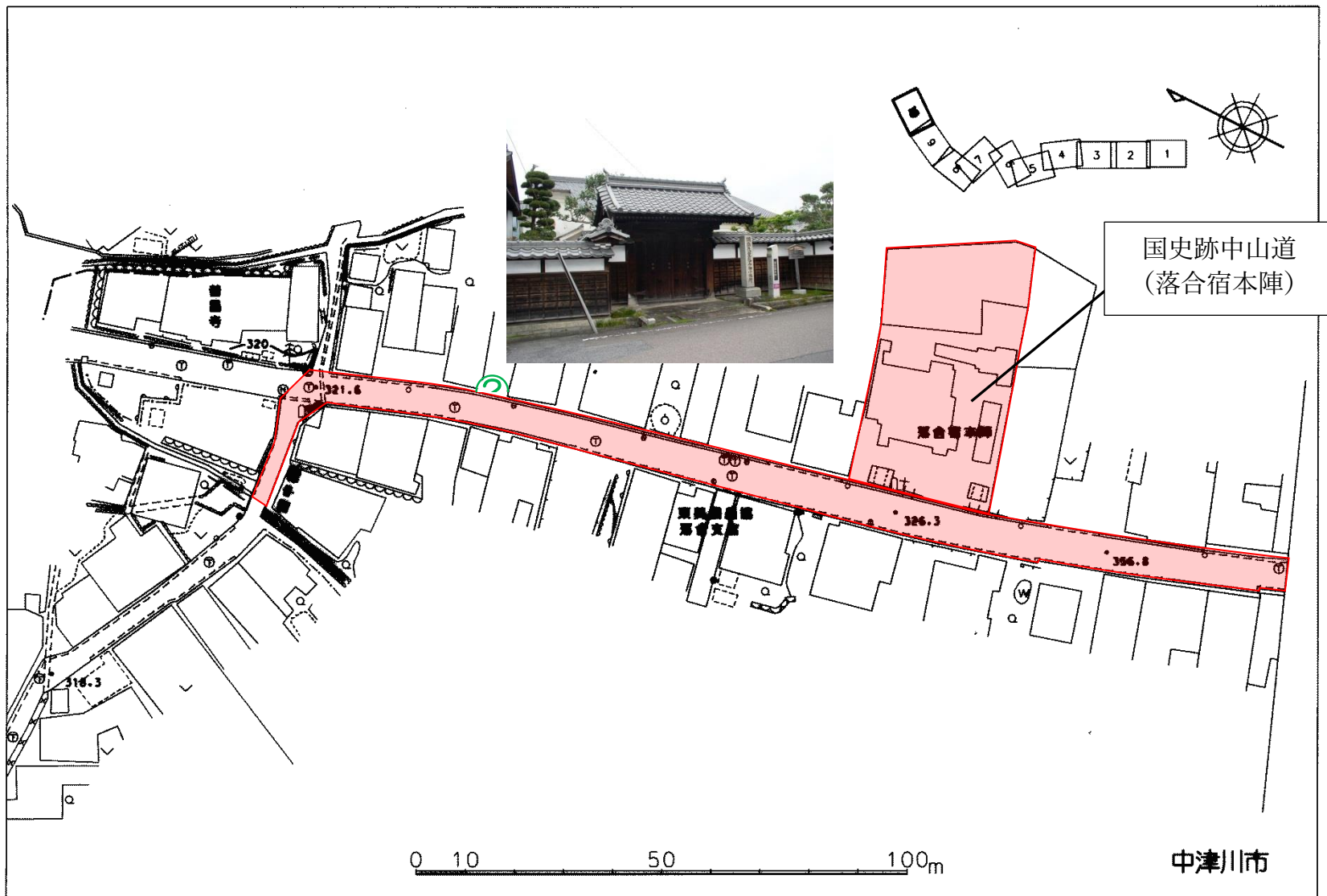
平成 22 年（2010）8 月 25 日付け文化庁告示第 41 号により、史跡中山道の指定地域の内、中津川市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体に本市が指定された。これにより本市は落合宿本陣の管理者となったが、当時、落合宿本陣は個人の所有するところであった。

落合宿本陣の整備については、平成13年(2001)3月に本市が策定した『中山道整備活用計画』の段階から言及がなされてきた。平成25年(2013)3月、本市が国庫補助金を活用して策定した『中山道保存管理計画』では、建物の老朽化と所有者による修繕への負担増による維持困難に言及したうえで、将来的な一般公開を見据えた建物の補強や改修を目指し、公有化を目指すこととした。平成26年(2014)11月28日には同計画に基づき、史跡等購入補助を受けて落合宿本陣の公有化が行われた。



図④ 史跡指定範囲図
(史跡指定地の道路部分を赤で、交通遺跡を

第7節 落合宿本陣に関する調査・整備等の状況 (執筆中)



図④ 中津川市内の史跡中山道と落合宿本陣の位置関係

落合宿本陣に関する今後のスケジュール案

【別紙 11】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10以降	
1 整備計画策定委員会		■							
2 整備委員会(仮)						■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	
3 保存管理計画追補		■							
4 土蔵・離れ建築調査		■							
5 補足調査			■						
6 整備基本計画策定委託				■					
7 地形図・石垣立面図			---	■					
8 発掘調査				■					
9 基本設計						■			
10 実施設計							■		
11 改修整備								■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	
12 施設保全					■				